

若者の市内就職促進に向けた大学生と市内企業との接点創出業務 委託仕様書

1 業務名

令和8年度 経商商委第1号

若者の市内就職促進に向けた大学生と市内企業との接点創出業務

2 目的

若者が市内企業の情報や魅力に触れる機会が十分でなく、市内企業が就職先の選択肢に入りづらい状況にある。また、市内企業の約7割が計画どおりの人材採用ができていないなど、人材確保が大きな課題となっている。こうした状況を踏まえ、大学低学年から就職活動期までの各段階において、学生と市内企業との接点を計画的に創出することにより、学生の市内企業への理解を深めるとともに、就職志望度を高め、若者の市内就職促進及び企業の人材確保を支援することを目的とする。

3 委託期間

契約締結日から令和9年3月19日（金）まで

4 業務内容

(1) 大学1、2年生の低学年次からの市内企業との接点づくり

ア 趣旨・目的

学生の就職活動や企業の採用活動が年々早期化する中、早い段階から市内企業を就職先の選択肢として認識してもらう機会づくりが重要となっている。

こうした状況を踏まえ、大学1、2年生の段階から、市内企業の特徴や先輩社会人が働く姿や仕事に対する思いを知る機会を提供し、市内企業の認知度を高めるとともに、企業への理解と関心を高めることで市内企業への理解を深め、3年次におけるインターンシップへの参加やその後の選考参加に繋げることを目的とする。

イ 対象企業

市内の戦略産業を中心に、複数業種から5社以上を選定すること。

なお、参加企業の決定は、市との協議の上、行うものとする。

ウ 対象学生

複数大学の1、2年生30人以上とすること。

エ 実施回数

1回以上とする。なお、複数回実施する場合は、全ての回を合計して、上記イ及びウに定める企業数・学生数を満たすこと。

オ 実施内容

次のすべてを満たす内容とすること。

(ア) 参加企業の紹介

(イ) 先輩社会人と参加学生との座談会

(ウ) 企業見学や職場体験など、実際に現場に出向いた体験

(2) 大学3年次のインターンシップ受入環境強化及びマッチング支援

ア 趣旨・目的

大学3年次のインターンシップは、学生が企業への理解を深め、志望度を高める重要な機会となっている。インターンシップにおいて満足度の高いプログラムを提供することで、学生が、自分自身が実際に働く姿を具体的にイメージできるようになり、企業への関心が高まり、応募に繋がる割合が高まる傾向がある。

一方で、採用計画が予定どおりに達成できてない市内企業の多くでは、インターンシップを実施しているものの、十分な応募者数を得られないことが、人材不足の要因となっている。

こうした状況を踏まえ、市内企業のインターンシップ受入体制の整備を支援し、学生にとって魅力的で学びの多い体験機会を提供することで、企業への理解を深め、また、学生と市内企業との適切なマッチングを促進し、その後の選考参加に繋げることを目的とする。

なお、本取組における「インターンシップ」とは、令和4年6月に文部科学省・厚生労働省・経済産業省の合意により定められたものによらず、学生が就職先の探求等のために参加する、企業と学生の交流機会を含むものすべての取組とする。

イ 対象企業 次の要件を満たす市内企業15社以上とすること。

なお、参加企業の決定は、市との協議の上で行うものとする。

(ア) 2026年度の夏期及び秋冬期の計2回以上、インターンシップを実施する予定があること。

(イ) 2028年3月卒学生の新卒採用を実施する予定があること。

(ウ) 長期（5日以上）のインターンシップを実施する企業を含めること。

ウ 対象学生 市内企業でのインターンシップ参加を希望する主に大学3年生

なお、学生の参加数は、参加企業における前年同期のインターンシップ応募者に対する参加率を上回る水準とすること。

エ 実施内容

次のすべてを満たす内容とすること。

(ア) 企業のインターンシップの内容改善に向けた支援

(イ) インターンシップの内容を改善した企業と学生とのマッチング支援（マッチングイベントの開催やサイト上でのマッチング支援等）

(ウ) インターンシップの振り返りや実施事例の共有・学生との意見交換等を行う報告会の開催

(3) 効果検証

ア 成果・課題の調査分析

上記(1)及び(2)の参加企業及び学生に対し、アンケート調査等の手法を用いて、学生の市内企業への理解度やインターンシップ・選考参加に向けた志望度に関する定量的な成果・取組前後の変化や課題を分析すること。なお、アンケート調査の項目等の詳細は、市と協議のうえ決定するものとする。

イ 翌年度以降の取組への提案

上記アの調査分析結果を踏まえ、翌年度以降の本業務に対する改善事項を提案すること。

5 共通事項

ア 参加企業及び学生情報の収集及びリスト化

参加企業及び学生の情報を収集及びリスト化し、委託者に共有すること。また、本業務完了後も引き続き、企業と学生の状況を後追い調査できるようアンケート送付等の許可を得ておくこと。

イ 本業務により取得した個人情報の取扱いには十分に注意すること。

ウ 全体の事業の進捗を管理し、状況を委託者に共有すること。

エ 仕様書に記載のない事項が発生した場合は、委託者と協議のうえ適切に対応すること。

6 各種報告

(1) 中間報告（想定：令和8年10月中旬まで）

上記4について、9月末までの取組内容や把握できている成果・課題等が分かるよう報告書を作成し、データにて提出すること。

(2) 最終報告

上記4について、取組内容や効果検証の結果が分かるよう報告書を作成し、データにて提出すること。なお、最終報告を提出する前に、報告書の項目等については、委託者と事前に協議のうえ決定し作成すること。

7 第三者委託

契約締結後、当該委託業務のすべての履行を再委託することはできない。ただし、仕様書の一部の業務において、委託者の承認を受けた場合に限り、再委託することを可とする。

8 権利等

本業務で作成した報告書等の著作権は、委託者に帰属することを原則とする。なお、業務遂行にあたっては、他からの無断転載等著作権侵害となるような違法行為はすべて禁止とする。